



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	わが国における1932年の学生野球の統制について
Author(s)	加賀, 秀雄
Citation	北海道大學教育學部紀要, 51, 1-16
Issue Date	1988-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29314
Type	departmental bulletin paper
File Information	51_P1-16.pdf



わが国における1932年の学生野球の統制について

加 賀 秀 雄

On the 1932 Student Baseball Control in Japan

Hideo KAGA

目 次

はじめに	1
1. 1920年代におけるスポーツの基本動向	1
2. 学生野球の展開状況	4
3. 学生野球に対する統制の具体化とその特徴	6
4. 学生野球に対する統制の動因	9
むすび	12

は じ め に

1932年に公布された「野球ノ統制並施行ニ関スル件」は¹⁾、いわゆる「野球統制令」(以下「統制令」という)と呼称され、学生野球をその統制の主な対象として公布されたものであった。1930年代へと引き継がれていく学生野球の高揚期に具体化したこの「統制令」は、自治と自由を伝統的な基調として展開を見たところの課外活動としての学生スポーツに対して、国家の権力的な規制による政策的対応であったところその基本的な特徴があった。この直接的には、文部行政を通じてすすめられた学生野球に対する統制は、わが国におけるその後のスポーツ統制へ向けての道が開かれる布石となった点において、近代スポーツ史の展開過程に一つの画期を刻すべき役割を果たすものとなった。

ところでそうした歴史的な役割を果たした「統制令」に関する従来の論究としては、僅かに日本体育学会第25回大会において、「いわゆる野球統制令に対する歴史的評価をめぐって」の研究報告がなされ²⁾、野球統制の意義とその評価をめぐって論議が交された経緯と、この第25回大会直後に、日本体育学会編集の雑誌『体育の科学』において³⁾、学生野球の統制に関する実務に当時直接携わった加藤橘夫氏が「野球統制の問題」を発表している以外には、「統制令」に関する深化された論究が必ずしも見られないままに、今日に至っているのが現況ではないかと思われる。

その意味で本稿では、この「統制令」に関する従来の研究経過をふまえつつ、わが国の近代スポーツ史の展開過程において具体化した「統制令」の公布をめぐる諸契機と、「統制令」がもつ歴史的な性格とを明らかにすることにその基本的視角を設定する。またそのことは、スポーツに対する国家の統制が、国民生活の中に定着していったスポーツをどのように変質させていくかを、教訓的に学ぶ意義をも合せもつことになるものと思われる。

1. 1920年代におけるスポーツの基本動向

わが国におけるスポーツは、すでに1870年代前後に欧米から受容され、この時期における上層

階級の育成基盤となった高等教育機関の課外スポーツを母体として、展開をしてきたところにその特徴があった。したがってスポーツが1920年代にかけて、学校教育を中心とする中等及び初等教育段階にいたるまでにその普及を見せ始めるまでは、少なくとも特権的な性格をもって位置づけられ、展開していくこととなった。

すなわちそのことは、この時期における高等教育機関として中心的な位置を占めた帝国大学の運動会の設立の経緯の中に典型的に見ることができる。帝国大学総長渡辺洪基によれば、運動会の設立の趣旨は⁴⁾、スポーツを学内において奨励することによって、国家の指導層となりうる心身の調和のとれた「完全充美ノ学士ヲ陶成セント期スル」ことにあった。同時にまた運動会主催のスポーツ行事の開催にあたっても、「皇族大臣貴顕紳士ヲ招請」し、「貴賤群集ノ間ニ於」て、「本会ノ天下ニ立テ最高尚ナル協会タルノ実」をあげることを期するなど、特権的身分と結びついた権威の表象として、スポーツが位置づけられていたことを見ることができる。

またこうしたスポーツ動向は、国内におけるスポーツ競技にもするどく反映していった。1911年7月に設立された大日本体育協会は、第5回オリンピック・ストックホルム大会へ向けての選手選考に当たって、「競技申込心得」⁵⁾を作成し、「学生タリ青年会員ヲ問ハス品行方正ニシテ脚力を用フルヲ業」とする者は無資格とすることを規定した。さらにそれにもとづいて、大日本体育協会は先の「競技申込心得」を再整備して、「競技者資格」⁶⁾を確定していく。それによれば競技者は、「(1)普通競技者 (2)競技指導者 (3)準職業競技者 (4)職業競技者」の四種に類別され、「普通競技者」は、「単ニ競技ニ依テ得ラレル興味、精神的身体的ノ修練及社交的目的ノ為ニ之ヲ行フ者」とされた。そして「準職業競技者」は、「職業上自ラ其筋力ヲ競技ノ練習ニ利用シウル者ヲ云フ、例ヘハ車夫、郵便配達夫、牛乳配達夫、魚屋挽子等ノ如シ」と定められ、「本会ニ於テ挙行スル競技会ニハ普通競技者ノ参加ノミ之ヲ許」されることとなるなど、スポーツにおける身分的閉鎖性は、この時期におけるスポーツ動向を象徴的に示すものであった。

しかしながらそうしたスポーツ動向も、やがて台頭する大正デモクラシー以降の国民生活に見られる政治的地位や経済的諸条件の改善を背景にして、新たな展開を見ることになった。とりわけスポーツの展開母体となった学校教育に関しては、すでに1920年代にかけて、中等及び初等教育段階の制度的普及がすすみ、学校スポーツの展開基盤は大きく広がっていくことになる。

すなわち、1870年代前後に欧米から受容され、高等教育機関を中心に展開してきたスポーツは、1920年代にかけて、中学校段階にまでその定着化が見られるようになる。そして各校における運動部の組織化がすすみ、校内スポーツ競技や対校競技が活況を呈するようになった。また全国的に見て、小学校段階にも運動部が誕生する状況も見られ、隣接校との対校競技や児童スポーツ大会を開催する地方も現われるようになった⁷⁾。こうしてスポーツは、従前の高等教育機関を基盤として展開してきた枠を越えて、中等及び初等教育段階をも含む学校教育全般にまで広がりを見せるようになり、国民生活の中への定着化を見せる状況を呈するようになっていく。

このようなスポーツの展開状況を背景にして、1920年代にかけてスポーツは、新たな動向を呈し始める。それはスポーツが、国家の政策対象として位置づけられるようになったことに典型的に現われてきた。1924年中に具体化してきたスポーツに関する政策化は、その端緒となった。

すなわちそれは1924年9月、「体育ノ普及発達ヲ図ル為メ」に「全国体育デー」⁸⁾が設置されるにいたったことであった。この体育デーは「11月3日全国一斉ニ之ヲ行フ」ものとされ、その対象は「学校、学校衛生会、教育会其他教育ニ関係アル団体」とされた。そしてその実施内容として、「体育講和会、運動競技、ポスター宣伝、登山、遠足」が組み入れられていった。文部省に

よる「全国体育デーの調査」⁸⁾によれば、1924年の「第1回全国体育デー」には、15,495団体が参加したことを明らかにしている。こうして「全国体育デー」は政府主催行事として、以後恒例化していくことになった。

ついで、国内における唯一の総合的なスポーツ行事として、「明治神宮競技大会」¹⁰⁾の開催が決定し、その具体化を見るにいたったことであつた。内務省が主管したこの競技大会の趣旨は、「全国の選手を東京に集め神前に於て光栄ある全国的一大競技を行ふ」ことであり、それは「明治大帝の御聖徳を憧憬する所似なるのみならず国民の身体鍛練並精神の作興上其効果」の著しいことが期待されたものであつた。競技大会の日程は「毎年11月明治神宮例祭ヲ含ム一定期間」とされ、第1回競技大会は、1924年10月30～11月3日にわたって開催された。競技者は3000名を越え、青年団、一般（学生を含む）、軍人、女子の各層の代表が全国的に選出された。国民諸層を対象とした政府主催の総合的なスポーツ競技は、こうして開始されるにいたった。

さらにまた、オリンピック国際大会に対する国民的な関心の高まりの中で、オリンピック選手派遣費として国庫補助金の交付が具体化したことであつた。オリンピック国際大会へのわが国の初参加は、1912年の第5回オリンピック・ストックホルム大会に始るが、その派遣費は、派遣母体である大日本体育協会の財政負担に依存せざるをえない経緯をたどってきた。しかし、1924年の第8回オリンピック・パリ大会からその参加にあたって、選手派遣費として国庫補助金6万円の交付が決定する運びとなった¹¹⁾。この大会参加のために計上された予算総額が、6万8350円31銭であつたことからすれば、国庫補助金のもつ比重はきわめて大きかった。またこの国庫補助金は、1925年の第7回極東選手権競技大会への参加にあたって、オリンピック・パリ大会と同額が交付されることになった¹²⁾。以後、二大国際スポーツ大会に対する政府の財政的な援助は恒常化していくことになった。

こうして1924年中に現われてきたスポーツの政策化の動向は、やがて学校体育や体育行政機構の改革へと発展していく。すなわち1926年「学校体操教授要目」が改正されることによって¹³⁾、従前から体操科教材として設定されてきていた「体操、教練、遊戯、剣道及柔道」に加えて、初めてスポーツ教材として「競技」の導入を見たことも、学校体育をめぐる大きな変容であり、それは根強いスポーツに対する社会的な関心の高まりを反映したものであつた。

さらにこの時期に具体化してきた体育行政機構の改革もまた、そうした状況の中で実現を見たものとしてとらえられる。1928年、文部省は分課規定の改正を行ない、1900年に設置されて以降、存置されてきた「学校衛生課」を「体育課」へと改称することによって、その機構改革を実施した¹⁴⁾。これによって「体育課」は、学校体育ならびに学校衛生行政にとどまらず、従前から内務省衛生局において、衛生行政の一環として所管されてきたスポーツ関連行政をも包括した、体育・スポーツ行政に関する一元的総括的な機能を果たすことになった。加えて1929年には、「文部大臣ノ諮問ニ応ジ体育運動ニ関スル事項ヲ調査審議」するために「体育運動審議会」が設置され¹⁵⁾、体育・スポーツ政策に関する文部大臣への諮問体制が強化されていった。

こうして1920年代にかけて具体化を見たスポーツ政策化の動向は、欧米から受容されたスポーツが、以後学校教育を基盤に課外スポーツとして初等教育段階にまで発展し、それを背景に広くスポーツに対する社会的な関心が高まりを見せるというスポーツ状況の中で具体化を見たものであつた。1920年代におけるスポーツの基本動向は、まさにそうした歴史的な性格をもった動向として現われてきたものであつた。

2. 学生野球の展開状況

以上のように、わが国におけるスポーツの展開過程は、学校教育における課外スポーツを中心に展開を見たところにその特徴があった。この課外スポーツは、中等教育段階以上の各校に設立された校友会運動部を組織的母体として展開する。そしてそれは、校内競技にとどまることなく、対校競技へと発展していった。

とりわけ米国から受容された野球は、1870年代初めにはすでに高等教育機関においてその萌芽が見られ、1872年には開拓使仮学校において¹⁶⁾、1873年には開成学校において¹⁷⁾、それぞれ外人教師によって紹介され、課外スポーツとして定着していくことになった。それ以後、野球は課外活動組織として設立された校友会運動部の中心的な位置を占めるようになり、一つの「校技」¹⁸⁾として普及していき、やがて具体化する対校競技においては、全校的な関心と注目を集める学校行事となっていった。

1890年5月、一高対明治学院との対校戦の応援に際し、明治学院外人教師インブリーに対して起こされた暴力事件、いわゆる「インブリー事件」¹⁹⁾は、対校競技が活況を迎えたことを象徴的に示す事件として、今日にまで語り継がれるところとなった。このように野球は、各校における人気化したスポーツとして定着を見せていくことになり、対校競技もあいついで展開されていくことになった。

こうして1900年前後には、対校競技は各校における伝統的な行事として位置づいていくことになった。1898年には、一高対二高の対校競技が一校グラウンドで開催され、高校間定期戦の濫觴となった²⁰⁾。以後、一高対三高、四高対八高、五高対七高など、伝統を誇る定期戦として定着していった。他方、中学校における野球もすでに1891年には、愛知一中に野球部が誕生し、校内競技が全国の先駆となって開始されたが²¹⁾、対校競技としては、1896年の水戸中学対宇都宮中学の対校競技が中等学校野球の濫觴となり²²⁾、以後全国的に展開されていくことになった。

一高を軸にして展開されたきた対校競技は、早稲田ならびに慶応大学に野球部が誕生したことによって、野球の人気化はさらに高められていくことになり、やがて私大の台頭が顕著に見られるようになった。1903年には最初の早慶戦が開始され²³⁾、翌1904年には、早稲田ならびに慶応大学は一高との対校競技に臨み、あいついで一高に勝利し²⁴⁾、対校競技における私大の主導権を確立していくようになった。また早慶戦は1903年以降定期戦化されるが、全校的な関心を集めるなかで応援は過熱化し、1906年からは中止を余儀なくされるにいたるなど²⁵⁾、対校競技をめぐる過熱化状況も、社会的な注目を集めるようになっていった。

一方において、野球の国際交流も開始された²⁶⁾。1905年には、早稲田大学野球部はスタンフォード大学の招請で米国に遠征し、約2ヵ月間にわたって各地を転戦した。この遠征が米国との野球交流の端緒となった。1908年には、慶応大学野球部が早稲田大学について、ハワイ遠征を行なった。これ以後1910年には、早稲田大学のハワイ遠征、翌1911年には、早稲田大学の第2回米国遠征に加えて、慶応大学も同年第1回米国遠征、そして1914年には、第2回米国遠征を行なった。

他方、1909年には、慶応大学の招請でウィスコンシン大学が来日し、約4ヵ月間にわたって各地を転戦した。翌1910年には、早稲田大学の招請でシカゴ大学の来日、1913年には、慶応大学の招請でスタンフォード大学の来日、また同年ワシントン大学の来日など、米国からの大学野球部の来日があいついで実現し、日米野球の交流の土壌も形成されていった。

また1920年代にかけては、国内における対校野球競技が組織的に拡大・強化されていく時期を

迎えることになった。大学野球競技に関しては、1911年に明治大学に野球部が誕生して以後、早稲田大学、慶応大学の3大学による対校競技が展開されるようになり、やがて1915年には法政大学がそれに加わり、1922年には立教大学、1925年には東京帝国大学が加わって、東京大学野球連盟が設立され、東京六大学野球リーグ戦が開始されるにいった²⁷⁾。

つぎに1925年、東都大学野球連盟の前身となった東京新大学連盟が、国学院、専修、東京商大、日本、東洋宗教の6大学によって設立され、リーグ戦が開始されるにいった²⁸⁾。これに加えて後に、青山学院、高千穂高商、農大、上智の4大学も参加することになった。

さらに関西地方においては、関西六大学野球連盟の前身となった関西大学学生野球連盟が、関学、神戸高商、大阪外語、大阪大学医学部、大阪商大、神戸高工の6大学によって設立され、そして他に関西4大学野球連盟が、関西、立命館、同志社、京都の各4大学によって設立され、それぞれリーグ戦を展開することになった²⁹⁾。こうした両連盟の併立状況から、1931年には組織的な統一が実現して、関西六大学野球連盟が設立されるにいった。

大学野球リーグとともに、高等専門学校の対校競技も組織化され、1911年には、京都帝国大学主催の第1回直轄学校野球大会が開催されるにいった³⁰⁾。そして1920年の第10回大会から、全国高等専門学校野球大会と改称されて開催され、1924年の大会からは、東北、東京、京都、九州の4帝国大学主催となって、さらに組織的な取組みが強化されていった。

中等学校の対校競技に関しては、1900年の初頭にかけて全国的な展開を見ることになるが³¹⁾、組織的には、東海地方で静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀の各五県による東海五県連合大会が地方的な大会としてすでに開催されていた。その他第二高等学校主催の関西大会なども、高校主催の大会として注目を集めていた。こうして地方的な対校競技から、やがて1915年、朝日新聞社主催の全国中等学校優勝野球大会が組織され、以後、全国的な関心を集める伝統的な大会として展開されていくことになった。

また小学校の対校競技に関しては、1919年に、第1回京都市小学校野球大会の開催以後、各地で地方的な大会が開催されるようになる。こうして1921年には、第1回全国少年野球大会が組織されることになり、小学校に関する全国的な規模における対校競技として注目を集めるにいった³²⁾。

以上のように、学生野球は1920年代にかけて、校内競技から対校競技へと発展する。そしてそれを通じて野球に対する全校的な関心を集めるようになり、学生スポーツにおける中心的な位置を占めるようになった。また合わせて、学生野球は社会的な注目をも広く集めるようになり、このことはさらに各校における対校競技への取り組みを強めていくことになった。

このような学生野球をめぐる対校競技の発展状況の中で、やがて対校競技にかかわるいくつかの問題点も現われてくるようになる。すなわち対校競技をめぐる応援の過熱化、選手と学業や健康問題、選手の勧誘、競技日程、入場料徴集問題、学校宣伝と選手のマネキン化問題などは、学生野球をめぐる鋭鋭化してきた問題を浮彫りにするものであった。

そしてこうした学生野球の諸問題をめぐって、1911年には、すでに新聞紙上でも批判が展開されることになった。『東京朝日新聞』は、この問題をめぐって『野球と其害毒』³³⁾で連載を行なうにいった。

すなわちこの連載は、1911年8月29日から9月19日まで22回にわたって、教育界の識者達による批判的な意見を掲載することによって、学生野球をめぐる問題点を提起することになった。これに対して、『東京日日新聞』ならびに『読売新聞』などは、学生野球を積極的に評価する視点

から、反論を展開するなどの状況も生まれてくるが³⁴⁾、いずれにしても高揚期を迎えた学生野球に現われた問題の一面を示唆するものであった。

やがて文部省が全国諸学校に対して、「体育運動ノ振興ニ関スル件」³⁵⁾を公布し、「近時学校ノ内外ヲ問ハス体育運動著シク勃興シ国民ノ間ニ漸ク其普及ヲ見ルニ至」ったことを評価しつつも、「世上動モスレハ体育運動ヲ一部愛好者ノ専有ニ任セ或ハ運動競技ニ於テ徒ニ勝敗ニ捉ハレ尚フヘキ運動精神ヲ閑却スルカ如キ弊」が現われてきていることを指摘するようになるのは、明らかに学生野球をめぐる以上のような状況を意識してのことであつたと思われる。こうして、学生野球に対する統制の条件は、逐次整えられていくことになった。

3. 学生野球に対する統制の具体化とその特徴

「統制令」の公布に先立つこと2ヵ月前、体育運動審議会は文部大臣の諮問事項「体育運動競技ノ健全ナル施行方法ニ関スル件」に対して、「体育運動競技ノ健全ナル施行方法ニ関スル件中、野球ノ健全ナル施行方法ニ関スル事項並体育運動競技ノ応援ニ関スル事項」³⁶⁾の答申を行なった。

この答申は、その原案が体育運動審議会に設置された特別委員会で審議され確定を見たものであった。特別委員会は、森巻吉(委員長)、榎智雄、芦田公平、田辺九萬三、大谷武一、宮木昌常、野津謙、東龍太郎、末弘厳太郎、山本忠興、河本禎助、村上邦夫、大村一蔵ら13名によって構成され、その審議は1931年7月1日に始まり、1932年1月12日を以って議了を見るまで計16回に及んだ。

この結果確定を見た答申によれば、「野球ハ目下著シク普及発達セル運動競技ニシテ之が健全ナル発達ヲ遂グルト否トハ国民体育ノ振興上頗ル重大ナル関係ヲ有ス、就中学生ノ野球ハ一般野球界ノ中心ヲナスモノ」であり、とりわけその対象となる小学校、中等学校ならびに大学高等専門学校における野球の「コレガ施行ニ関シテハ競技会ノ開催、参加、管理等ニ就キ一層充分ナル注意ヲ払ヒ遺憾ナキ」ようにし、その「実現ニ関シテハ官民協力シテ一層ノ努力ヲ払ハレンコト」を期したものであった。

1932年3月28日、文部省訓令第4号をもって公布された「野球ノ統制並施行ニ関スル件」は、以上の答申をその骨子としたものであった。この訓令は、いわゆる「野球統制令」(以下「統制令」という)と呼称され³⁷⁾、犬養毅内閣における文部大臣鳩山一郎によって準備されたものであり、これによって学生野球は、統制の主たる対象として、文部行政による権力的な規制を強力に受けることになった。

この「統制令」は、以下に述べる内容と特徴を有するものであった。すなわちこの「統制令」は、「直轄学校、公私立大学高等学校及専門学校、北海道庁 府県」に対して公布されたことに見られるように、全学校を対象としたものであった。その全体の内容は、「前文、小学校ノ野球ニ関スル事項、中等学校ノ野球ニ関スル事項、大学及高等専門学校ニ関スル事項、入場料ニ関スル事項、試合、褒賞等ニ関スル特殊事項」などによって構成されていた。

先ずその公布にいたる趣旨は、「全文」³⁸⁾中に集約されている。すなわち、「我が国ニ於ケル運動競技が近時著シク普及発達シタルハ實ニ体育ノ為ニ之ヲ賀スベキノミナラズ国民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶」ぶべきことであるとした。それゆえに運動競技が「国民ノ健康ヲ増進シ体位ヲ向上セシムルノ効果ハ固ヨリ言フ俟タズ更ニ人人ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明真摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ体得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大

ナルハ深く顧慮スベキ所」であると述べ、先ずスポーツの普及とその意義について強調する。そしてこうしたスポーツの普及状況の中で、「野球ハ比較的旧クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其一般民衆ニ及ボス影響亦甚大」である点を指摘し、とりわけ「学生ニ依リテ行ハレル野球ガ一般野球界ノ中心ヲナセルノ実情ニ鑑ミルトキハ之ガ第一着手トシテ其ノ適正健全ナル発達ヲ図ルヲ喫緊ノ急務」であるとした。また本来学生野球の基本理念は、「教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムル」ことにあるのであって、「之ヲ行フ者常ニ克ク学生ノ本分ヲ体シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサザルベカラズ然レドモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハズカノ野球ヲ行フ者又ハ野球ヲ観ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離レル」やに見られる傾向が生じてきていることを遺憾とする。それゆえに、「其施行ニ関スル組織益々整備シ其統制愈々確立」することによって、野球界の中心的位置にある学生野球の「適正健全ナル発達」を期することこそ、この「統制令」の本旨であると強調した。

以下では、「統制令」の主たる内容と特徴について検討を加えることにする。

。 「小学校ノ野球ニ関スル事項」³⁹⁾

小学校における野球は、「之ヲ校内児童ノ間ニ行ハシムル」ことを原則とした。対校競技に参加する必要が生じた場合には、「同一府県内ニ存スル二校間ノ試合ハ関係学校長ノ協定」によること。「三校以上ノ学校ガ参加スル試合ハ参加学校長ノ承認」と、その競技が「体育団体ニ於テ主催」されていることを要件とした。そしてそれにもとづく参加資格として、「尋常小学校第五学年以上ノ児童ニシテ父兄ノ承認並学校医ノ健康証明アル者ニ就キ学校長之ヲ選定」することとした。また対校競技に際しては、「児童ヲシテ宿泊ヲセシメザルコト」。「土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行ハルコト」。「試合回数ハ一回ヲ原則トシ止ムヲ得ザル場合ハ二回行フモ妨ゲザルコト」。「応援団ヲ組織セザルコト」。「試合ノ主催者ハ入場料又ハ参加料ヲ徴収シ若ハ営利宣伝等ニ利用セラルル虞アル寄贈品、寄附金等ヲ收受セザルコト」とした。

対校競技に関する規定は以上であるが、なお小学校における野球は、「之ヲ校内児童ノ間ニ行ハシムルヲ旨トシ対外試合ニ熱中スルガ如キ弊ニ陥ラシメザルコト」を本旨としていることから、野球の指導にあたっては、「当該学校職員主トシテ之ニ当リ特に指導者ヲ招聘セザルコト」、「特ニ後援会等ヲ組織シ又ハ其ノ支援ヲ受ケザルコト」を強調した。

。 「中等学校ノ野球ニ関スル事項」⁴⁰⁾

中等学校における野球は、「府県ノ体育団体ニ於テ適當ニ統制スルコト」を原則とした。ただし、当該体育団体が未設立の場合には、「府県学事当局者並中等学校長ト密接ナル連絡ヲ有スル中等学校体育連盟若ハ中等学校野球連盟ノ設置アリテ府県内中等学校ノ野球ヲ統制」している同団体の役割を妨げないものとした。

中等学校生徒の対校競技への参加要件は、明治神宮体育大会を除き、「全国的優勝大会及全国的選抜大会ハ文部省公認ノ下ニ夫々年一回ヲ限り」参加しうること。参加校が近接する二府県、ないしは数府県にわたる地方的の大会は、「関係府県体育団体、共同主催若ハ文部省公認ノ下ニ開催」されるものであり、「同一府県ノ参加回数ハ年一回ニ限ル」こと。府県大会は、「府県ノ体育団体ノ主催若ハ其公認ノ下ニ年一回開催セラルルモノ」であること。同一府県内で近接する三校以上にわたる大会は、「府県体育団体ノ主催若ハ関係学校共同主催ノ下ニ府県体育団体ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノ」であること。同一府県内での二校間の競技は、「両校共同主催ノ下ニ開催セラルルモノ」であること。府県が異なる二校間の競技は、「当該学校主催ノ下ニ其ノ属スル府県体育団体ノ公認ヲ得テ開催セラルルモノ」であることとした。

対校競技の日程は、「総テ学業ニ支障ナキ」ことを前提として、「土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フ」ことを原則とした。ただし、天候条件などによる日程変更については府県体育団の承認をうること。また施設配置条件などによる日程変更については、府県体育団体にその事情を具申するとともに、文部省の承認をうることとした。

また参加資格として、「選手ハ当該学年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラザルコト、転入学若ハ中途入学ノ者ハ入学後一ヶ年以上ヲ経過セルモノニ限ル」とともに、合わせて「父兄ノ承認並ニ学校医ノ健康証明アルモノニ就キ学校長之ヲ選定スル」こととした。入場料を徴収しうる競技は、「府県体育団ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタルモノニ限ル」こととした。これによって入場料を徴集する時は、「主催者ハ予メ文部省ノ承認ヲ得ル」とともに、その収支は「府県体育団ニ於テ処理シ試合終了後収支決算ヲ遅滞ナク報告スル」こととした。

。「大学及高等専門学校ノ野球ニ関スル事項」⁽⁴¹⁾

大学及高等専門学校の野球は、その「全国的大会、地方的大会若ハ連盟試合ヲ開催スル常置ノ団体ハ其役員中ニ関係学校又ハ其体育会（又ハ運動会）ノ責任者若ハ野球部長ヲ加ヘ予メ団体ノ代表者ニ於テ次ノ事項ヲ具シ文部省ニ報告シ其公認ヲ受クベキコト」とした。

- (一) 団体ノ名称
- (二) 事務所ノ所在地
- (三) 団体代表者ノ氏名
- (四) 団体組織ニ関スル規定
- (五) 事業施行ニ関スル規定
- (六) 経理ニ関スル詳細ナル規定

そしてそれらの事項に変更を生じた場合には、「其都度文部省ニ報告シ其承認ヲ得」ることとした。

また以上の常置の団体は、「毎年度ノ始メニ於テ其年度ノ事業予定並収支予算及前年度ノ事業概要並収支決算書ヲ文部省ニ報告スベキ」こととした。さらに以上の常置の団体以外の団体が、「全国的大会、地方的団体、連盟試合若ハ是等ニ準ズル試合ヲ開催セントスルトキハ参加学校長承認ノ下ニ試合ノ施行並経理方法ヲ具シ試合開催前予メ文部省ノ公認ヲ受クベキ」こととした。

両学校間の対校競技に関しては、「当該学校長承認ノ下ニ行ハレ得ルコト」とした。ただし、競技が当該学校の所在地を離れて府県外で開催される場合、ならびにその入場料が徴収される場合には、「其ノ件ニ関シ予メ当該学校ニ於テ文部省ノ承認ヲ受クベキ」こととし、合せて「入場料ヲ徴収シタル場合ハ試合終了後其ノ収支ヲ遅滞ナク文部省ニ報告スベキ」こととした。

また対校競技の日程は、「土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フ」ことを原則とし、ただし「以上の期日以外ニ行フ場合ハ関係学校当局ニ於テ支障ナキモノト認メタル場合ニ限ル」こととした。さらにそれへの参加資格として、「選手ハ学校医ノ健康証明ヲ受ケ学校長ニ於テ適当ト認メタルモノニ限ル」こととした。

。「入場料ニ関スル事項」⁽⁴²⁾

入場料は、「入場者ノ整理ヲナシ次ニ掲グル経費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徴集シ得ルコト」とした。

(一) 当該試合ヲ開催スルニ必要ナル経費

イ 会場費

- ロ 試合施行ニ要スル経費
- ハ 試合ノ参加並準備ニ要スル経費
- ニ 其ノ他ノ雑費
- (一) 主催体育運動団体ノ管理ニ必要ナル経費
- (二) 参加学校ニ於ケル体育運動競技ノ施行ニ資スル経費
- (四) 各種体育運動ノ普及発達ニ必要ナル経費

なお「入場料其ノ他ノ収入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル団体ニ於テ收受」するものとし、以上に定めた「順序ニヨリ支出シ体育運動以外ノ経費ニ充当セザルコト但シ体育団体（大学及高等専門学校ニ関シテハ学校ヲ含ム）以外ノ主催者が收受スル場合ハ予メ文部省ト協議ヲ遂ゲ其ノ使途ヲ定ムル」こととした。また以上に定めた使途のうち、「各種体育運動ノ普及発達ニ必要ナル経費」に関しては、「其事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ベキ」こととした。

。「試合、褒賞等ニ関スル特殊事情」⁴³⁾

対外競技に関して、「学校ノ「チーム」ハ当該学校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、国外ニ遠征シ若ハ来朝ノ「チーム」と試合ヲ行フヲ得ザル」こととした。

また競技においては、「選手又ハ学校ハ優勝旗、優勝牌其ノ他之ニ準ズルモノノ外褒賞トシテ之ヲ受クルヲ得ザル」こととし、合わせて選手は、「広告、商品若ハ営利、宣伝ニ利用セラルル虞アル記事等ニ自己ノ名義、肖像等ヲ利用セシメザルコト」とした。

以上見てきたように、この「統制令」を通じての学生野球に対する統制は、まさに学生野球の高揚期に具体化を見たものであり、自治と自由を基調として展開してきた学生スポーツに対する文部行政による権力的な規制であった。以後、1947年に学生野球の統制が廃止されるまで⁴⁴⁾、10数年間にわたってこの「統制令」は存続し、その役割を果たすことになった。

こうして学生野球に対する統制は、小学校、中等学校ならびに大学高等専門学校にいたるまで、全学校を対象として進められていくことになる。しかしながら、とりわけ大学高等専門学校が統制の主対象とされていたことは、すでに見た統制の内容を見れば明らかであった。それは対校競技をめぐる規定に典型的に見られるように、小学校ならびに中等学校に比して、大学高等専門学校に対する文部行政による権力的な規制が著しく強化されたことにあった。

すなわち、大学高等専門学校の対校競技に関しては、その運営主体である常置団体は、その名称、事務所所在地、代表者名、組織運営、事業ならびに財政に関する諸規定の文部省への事前の報告と、それにもとづく常置団体としての公認を受ける義務を負ったことであった。さらに同団体は、各年度における事業計画、ならびに予算と前年度の事業概要、ならびに決算に関しても、文部省への報告義務を合わせ負ったことなど、常置団体による設立以来の自主的運営に対して、それへの拘束力が著しく強化されたことに典型的に見られるようになったことであった。こうして学生野球に対する統制は、「監督官庁が、形式を整えて踏み出した積極的行動の第一歩」⁴⁵⁾として、やがて現われてくるスポーツ統制へ向けて、その土壌が形成されていくことになった。

4. 学生野球に対する統制の動因

以上のように1920年代にかけてのスポーツの発展状況、とりわけその中で起こった学生野球に対する統制という、文部行政による権力的な規制の強化は、わが国におけるスポーツの展開過程において、一つの画期を刻するところのものとなった。

たしかに、高揚期を向えた学生野球をめぐる、すでに述べてきたような対校競技をめぐる応

援の過熱化、選手と学業や健康問題、選手の勧誘、競技日程、入場料収問題、学校宣伝と選手のマネキン化問題など、その内部での諸問題が蓄積されてきていたことは事実であった。そしてそれがすでに、1910年代に社会的な注目を集めた『野球と其害毒』⁴⁶⁾論争以来のことであったことは、以上に見てきたところである。

だが問題の核心は、そうした学生野球をめぐる諸問題の打開が、その当事者である学生野球界の主体的な「浄化」⁴⁶⁾努力に俟つことなく、統制という文部行政による権力的な規制によって、その打開がすすめられようとしたところにあった。

この「統制令」の公布に主導的な役割を果たした文部大臣鳩山一郎が、いみじくも指摘した「元来、スポーツは、学生スポーツは尚更のこと、自治、自制に俟って始めて意義がある。だから理論的には、スポーツの統制は必然、各団体間の自覚、発動によるのを原則とする」⁴⁷⁾のであるならば、文部行政による学生野球に対する統制の意図は何であったのであろうか。

それには、この「統制令」が公布された1930年前後の時代状況の中で、文部行政におけるスポーツの政策的位置を検討して、「統制令」がもつ歴史的な性格を明らかにしていくことが、この問題の核心に迫る基本的な視角であると考えられる。

わが国におけるスポーツの発展状況は、すでに述べてきたように、1920年代から30年代へと引き継がれ、国民生活の中に広くスポーツが定着化を見る状況を呈していく時期としてとらえられる。そしてまたこの時期は、そうしたスポーツの発展状況の中で、文部行政によるスポーツの政策化が展開する時期でもあった。とりわけ、1928年文部省に体育課が設置され、総合的な体育行政機構が確立されて以降、スポーツ政策は、1930年前後の時代状況をするどく反映したかたちで展開していくことになった。

すなわち、1920年代後半の国内金融恐慌や世界恐慌にもとづく日本資本主義の危機的状況、国民生活の窮乏化と、生活と権利の擁護を掲げた労働運動を中心とする国民の諸闘争、天皇制国家体制の動揺、それを通じて進むファシズム化への動向など経済社会情勢の展開は、この時期の時代状況を象徴的に示すものであった。

スポーツが、体制擁護のための国民のイデオロギー操作の一環として政策化されていったのは、まさにそのような時代状況に対応してのものであった。スポーツによる思想善導策の展開は、そのことを具体化したものにほかならなかった。

こうしてすでに1928年には、文部大臣、勝田主計は、全国体育運動主事会議における訓示において⁴⁸⁾、「我国ノ情勢ハ、内外共ニ事端極メテ多事」であるこの時期において、「国民体育ノ指導奨励ニ当リテ、常ニ国民思想ノ善導ト国民体力ノ増進トニ関シ、實際上ノ効果ヲ収ムルコトニ不断ノ努力ト、深甚ノ注意ヲ払ハレタイコト」を強調し、合わせて同主事会議に対して、「国民思想ノ善導ニ関シ体育運動実施上留意スベキ点如何」を諮問するにいたった。

また1930年には、文部大臣田中隆三は貴族院において⁴⁹⁾、「学生に対して穩健なる思想を注入し国民思想を健全」にするために、「穩健なる修養団体並に体育機関を奨励して国民思想の善導を計ること」の必要性を強調した。さらに加えて、それは学校にとどまらず「青年団体の体育と相俟って大いに民衆体育の發育を促し以て国民体育の普及向上を期する」⁵⁰⁾ために、道府県に対して次のような事業の徹底をはかった。

- 1 工場、鉱山、会社、商店、官庁等の勤労者に対する体育運動を奨励すること
- 1 官庁、会社、銀行、工場等に体育指導者を置きかつ運動場を設けて運動実行の機会を多からしむること

- 1 体育運動に関する会やクラブ等の発達を図り、老幼男女の運動に親しむ機会を多かしむること
- 1 各種屋外運動場、屋内運動場、武道場、山小屋等の体育的施設を奨励しかつ必要に応じてこれを助成すること
- 1 学校の運動場を適当な方法により開放し民衆の体育運動に利用せしむること
- 1 運動場には管理において適当なる指導者を置くこと

ところでこのように思想善導策として対象化され、国民のイデオロギー操作の一環として位置づけられたスポーツとは何であったのであろうか。それは、1931年に文部大臣に就任し、かつスポーツ宰相と呼ばれた鳩山一郎のスポーツ論に象徴的に現われていた。

すなわち鳩山によれば⁵¹⁾、スポーツは「全精神の緊張ヲ傾ケテ全肉体ノ活動ニ移スコトニ存スルノデアッテ、謂ハバ真面目ナル実行ノ修練、真剣ナル実力ノ錬磨ニ外ナラス」場であり、「常ニ明朗快潤ノ氣宇、不屈不撓ノ精神、公明真摯ナル態度ヲ以テ、協力一致ヨク幾多ノ危機ヲ打破シテ、最後ノ榮譽ニ向ッテ邁進スル競技的試練ノ如キハ、到底他ノ何物ニモ之ヲ見出スコトハデキナイ」ものであった。それゆえにスポーツは、「議論でなく、実際である。理屈のみでは不足した点を、錬磨と、精進と、体験とで補ってゆく」ものであり、「すべてのプレーが、またその人間の全人格を赤裸々に曝け出し、現し切って、ただ真剣、無垢のものとなってしまう。蔽す余地も、包む隙もない。人間の全容が、最もありのままに、最も表れきった真実な三昧境である」⁵²⁾とした。

このように鳩山によれば、「スポーツの生命は、どこまでもフェアーに終始するところにある。態度も、心事も、すべて公明、冷徹で、そこには一点の邪曲、混濁も許されない」⁵³⁾ものであるとする。いわば時代や社会から遊離したスポーツの純粋性こそ、彼が繰り返し強調したスポーツがもつ社会的有用性の核心をなすものであった。

こうして鳩山は、スポーツによる「試練ト鍛練トガ、広く国民ノ間ニ普及シ、真ニ快潤豪毅ナル国民ノ益々多キヲ加フルニ至」るならば、目下の「内ニハ経済上ニモ亦思想上ニモ幾多ノ問題ガアリ、外ニハ国際関係ノ著シキ緊張ノ已ムナキニ至ツタ」いわば「今日国家ノ重大問題ト目サレテキル思想国難、経済国難ノ如キモ、自ラ解決デキル」⁵⁴⁾ものであるとした。

とりわけこの時期において、学校の自治、学問研究の自由をめぐる高揚してきていた学生運動の展開に対して、鳩山はそれを思想問題として注目し、「国事多端の非常時に際して、ややもすると、有能な学生にして左翼的思想に浸み、転向してゆく者が少なくない」とし、それゆえにこそ「スポーツの普及、スポーツマン・スピリットの浸潤が、左傾しやすい青年を、その本来の正しく健全なる思想に引戻すためにも、極めて有力かつ重要な機関」⁵⁵⁾となることを強調した。

このように鳩山らがスポーツの純粋性を強調し、そこにスポーツの社会的有用性を求めたのは、いわゆる「思想国難」、「経済国難」に象徴される国民の政治的自覚や運動を、スポーツを通じて転化させていくという、体制擁護のための国民のイデオロギー操作の役割を期待したところによるものであった。スポーツによる思想善導策の本質は、まさにそこに体现されていたと見る事ができよう。

1932年の「統制令」の公布にもとづく学生野球に対する統制は、以上のような時代状況と、その中でスポーツの政策的役割から、この統制がもつ歴史的な意義を把握することができる。

すなわち学生野球に対する統制は、この時期における国家のスポーツ政策の中心的位置を占めるにいたった思想善導策が、強力に展開されていく過程の中で起こった問題であった。すでに

述べてきたように学生野球は、1920年代から30年代へと引継がれていくスポーツの発展状況の中で、とりわけ社会的な関心と注目を集めたスポーツとして高揚期を迎え、国民生活の中でその定着化がはかれるようになっていった。

とはいえ、この時期におけるスポーツの発展状況の中で、以上のような位置を占めるにいたった学生野球界に浄化問題が起こり、スポーツが社会的な問題として批判を浴びること自体、当面する国家のスポーツによる思想善導策の推進にとって、それは大きな桎梏となる問題であった。それゆえにこそ、この政策課題を成功裡に推進していくためには、すなわち「スポーツの真摯、瀾然たる大生命を、無限永久に助長し、発達せしめんが為に、之がゆく手の行路を悩ます荆棘」⁵⁶⁾を統制という権力的な規制によって、摘み取っておくことが文部行政にとっては不可欠であった。

こうして、学生野球界の主体的な浄化努力に俟つことなく、「統制令」は公布され、学生野球に対する統制は具体化した。そしてそれは、やがて現われてくるスポーツ統制に向けての第一着手となっていくことになった。

む す び

以上述べてきたように、1932年に公布された「統制令」は、わが国におけるスポーツが特権的な性格を脱し、学生スポーツを基盤としつつ、広く国民生活の中に定着化を見ようとするスポーツの発展状況の中で具体化したものであった。しかもこの「統制令」は、そうしたスポーツの発展状況を政策対象としてとらえた思想善導策が、強力に推進されていくという1930年前後の時代状況の中に位置づいて具体化したところにその基本的な特徴があった。

またこの「統制令」は、文部当局が強調しているように、「本訓令が対象と致して居りますものは、学生の野球であるという点に御注意をお願いしたいと存じます。即ち、今我々が取扱はふとして居る問題は、総ての「野球」という問題ではなく、実に「学生の野球」という問題」⁵⁷⁾を統制することを基本的に意図したものであった。

このことは、自治と自由を基調に発展してきた学生スポーツ、とりわけ学生野球に対する文部行政による権力的な規制を意味するものであり、またそれはわが国のスポーツの展開過程における大きな転換をも意味する重大な事態であった。

たしかに、この時期にかけて高揚期を迎えた学生野球界は、その内部に諸問題が蓄積されてきていたことは、事実としてすでに述べた如くであった。こうした学生野球界をめぐる問題状況の中で、「統制令」は公布された。それは、学生野球界の自主的改革の道を閉ざす実質的な役割を果たすことになった⁵⁸⁾。

従来、この「統制令」に関する評価をめぐっては、スポーツの中心的な位置を占めて発展してきた、学生野球の健全化を図るという論理にもとづく統制の「不可避論」⁵⁹⁾や「愛の鞭論」⁶⁰⁾が登場した。「統制令」を合理化したこの論理は、やがて学生野球にとどまらず、スポーツ統制へ向けて、「統制令」がその道を開くことにつながっていったという歴史的な事実を、どのように説くことができるのであろうか。

こうして、わが国の近代スポーツ史において、文部行政による最初のスポーツに対する権力的な規制が実施された。いみじくも野球関係者が、「昭和七年四月一日を期して発布された文部省の野球統制の訓令は、スポーツの統制に対して監督官庁が形式を整えて踏み出した積極的行動の第一歩として、とくに注目されなければならない」⁶¹⁾と指摘したのはまさに至言であった。

文部当局によって強調された、「学生の野球」を対象として公布されたこの「統制令」は、や

がてスポーツ統制へ向けてその道を開くことになった。すなわち1941年、学校報国団体制が確立することによって⁶²⁾、学校スポーツの母体となった校友会運動部や体育会など学校スポーツ組織は、文部大臣の統制下に置かれることになった。それは野球にとどまらず、学校におけるすべてのスポーツが文部行政下で統制されることを意味した。

さらに1941年から1942年にかけては、学校スポーツの全国的な統制組織として、大日本学徒体育振興会が設立され、つづいて武道団体である大日本武徳会と、スポーツの総合的な団体である大日本体育協会が、それぞれ改組されて統制組織として⁶³⁾、その役割を果たすことになった。

こうして学生野球に対する統制は、単にそれにとどまらず、スポーツの全面的な統制へ向けてその道を開くことになった。「統制令」は、その第一着手であったといわなければならない。

以上見てきたように、スポーツは歴史から遊離したものではなく、歴史とともに歩みつづける。その意味で、この時期においてスポーツの自治と自由が権力的に侵されていく事態がもつ意義は、まさにその置かれた時代状況の中から汲み取られなければならないものであり、「統制令」をめぐる歴史的評価は、そのような基本的視角から検討をすすめるのが必要であった。

注

- 1) この「野球ノ統制並施行ニ関スル件」は、1932年3月28日、文部省訓令第4号をもって公布されたものである。それはこの時期における犬養毅内閣の文部大臣に就任した鳩山一郎によって準備され、公布を見たものであり、その後のスポーツ統制への道を開いた点で、この訓令の果たした役割はきわめて大きなものがあった。
- 2) 1974年10月5日、日本体育学会第25回大会において、筆者が研究報告を行った「いばゆる野球統制令の歴史的評価をめぐって」について、論議が交されたが、歴史研究における方法論上の相違が鮮明になった以外に、研究の内実に入り込んだ論議にまで発展せず、不十分なままに終わった経緯があった。
- 3) 「野球統制の問題」(『体育の科学』(1975年9月 第25巻第9号)。加藤橘夫氏は、野球統制の実務に直接かかわった立場から、「むしろスポーツ愛好者や野球の経験者が、よりよいスポーツのためまた学生野球のために行なった愛の鞭」であったとして、その善意論を展開しているのが特徴的である。
- 4) 『東京帝国大学五十年史』(下)、1932年、671頁。
帝国大学の初代総長に就任した渡辺洪基が、1887年4月に開催された運動会主催第一回春季短艇大競漕会に送った祝辞。
- 5) 大日本体育協会編『大日本体育協会史』(上)、1936年、33頁。
- 6) 同上書、35頁。
- 7) この時期の中、小学校におけるスポーツの普及状況については、各学校史誌、校友会誌、運動部史誌、地方教育会雑誌、地方新聞などにおいて、とくに集中してその記述が多くなっていることからもうかがわれる。
- 8) 1924年9月22日、雑学第26号をもって「全国体育デー実施促進並普及方」に関する文部次官通牒が発せられ、以後「全国体育デー」は政府主催行事として恒例化していくことになった。
- 9) 『官報』(1930年2月12日)。
- 10) 内務省編『第1回明治神宮競技大会報告書』(1924年3月31日)、1～4頁。
- 11) 日本体育協会編『スポーツ八十年史』、1959年、101頁。
- 12) 同上書、101頁。
- 13) 1913年1月28日、文部省訓令第1号をもって「学校体操教授要目」が初公布され、学校体育に対する国家的指針が確立した。それは1926年5月27日、文部省訓令第22号をもって改正されることになった。

それによって学校体育にスポーツが教材として、初めて導入される道が開かれた点で注目すべき改正であった。

- 14) 1900年4月1日、文部省分課規定の改正によって「学校衛生課」が設置され、「体育運動ニ関スルコト」は同課の専管事項となった。以後、20数年を経た1928年5月4日、文部省分課規定の改正によって、「学校衛生課」は「体育課」と改称された。これによって学校体育ならびに学校体育ならびに学校衛生、社会体育行政機構の一元化が確立することになった。
- 15) 1929年11月7日、文部省訓令発体第132号をもって、「体育運動審議会」が設置された。同審議会が文部大臣に答申した主な審議事項は、「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件」、「体育運動競技ノ健全ナル施行方法ニ関スル件」などに及んだ。
- 16) 『恵迪寮小史』、1933年、68頁。
- 17) 『旧工部大学校史料』、1931年、186頁。
- 18) 1895年2月22日発行の第一高等学校校友会『校友会雑誌』（号外）は、野球部史として編纂されており、すでに1890年代には「ベースボールノ技ハベースボールノ会ノベースボールノニ非スシテ已ニ第一高等学校ノ校技タリシナレバナリ」と記されており、一高における野球の校技としての定着化を示唆しているのが注目されるところである。
- 19) 正岡子規『子規全集』（第11巻）、改造社、1930年、394頁。
子規の著作の中には、ボート、陸上運動会、ローンテニス、ベースボールなどスポーツ描写が数多くなされている。とりわけインブリー事件については、当時第一高等中学校生徒として応援に参加した際に起こった暴力事件として日記に詳述されている。
- 20) 前掲『スポーツ八十年史』、486頁。
1898年4月13日、一高対二高の対校競技開始。
- 21) 前掲『スポーツ八十年史』、486頁。
- 22) 『野球大観』、旺文社、1949年、63頁。
1896年10月17日、水戸中学対宇都宮中学の対校競技開始。
- 23) 『早稲田大学野球部五十年史』、1950、57頁。
1903年11月20日、早慶対校競技開始。
- 24) 同上書、61頁。
1904年6月1日、2日、早稲田ならびに慶応大学はいっしょに一高との対校競技において勝利。
- 25) 同上書、73頁。
1906年10月28日、11月3日の両日まで早稲田、慶応ともに1勝1敗の後、11月11日に予定された第3試合は応援の過熱化をめぐって中止となった。以後、1925年秋に復活されるまで実現を見なかった。
- 26) 1910年代にいたる日米大学の交流日程は、次の通りである。
『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』、『読売新聞』より作成。
 - ・早稲田大学野球部第1回米国遠征（1905年4月4日～29日）
 - ・慶応大学野球部ハワイ遠征（1908年7月11日～8月2日）
 - ・ウィスコンシン大学野球部来日（1909年6月16日～10月13日）
 - ・早稲田大学野球部ハワイ遠征（1910年6月22日～9月2日）
 - ・シカゴ大学野球部来日（1910年9月26日～10月29日）
 - ・早稲田大学野球部第2回米国遠征（1911年3月28日～8月17日）
 - ・スタンフォード大学野球部来日（1913年5月20日～6月23日）

- 。ワシントン大学野球部来日（1913年9月13日～10月5日）
- 。慶応大学野球部第2回米国遠征（1914年3月28日～6月17日）
- 27) 前掲『野球大観』, 51頁。
- 28) 同上『野球大観』, 61頁。
- 29) 同上『野球大観』, 62頁。
- 30) 同上『野球大観』, 62頁。
- 31) 同上『野球大観』, 63頁。
- 32) 同上『野球大観』, 66頁。
- 33) 『東京朝日新聞』は, 1911年8月29日～9月19日迄, 計22回にわたって, 第一高等学校校長新渡戸稲造, 東京高等師範学校教授永井道明, 大日本体育協会长嘉納治五郎ら28氏による学生野球に対する批判を『野球と其害毒』の標題で連載した。
- 34) 『東京朝日新聞』に対して, 学生野球を積極的に評価する視点から, とくに『読売新聞』は, 1911年9月3日～23日迄, 同紙上において反対の論陣を張り, 9月16日には, 神田青年会館で「野球問題大演説会」を主催した。
- 35) 1926年3月8日, 文部大臣岡田良平は, 文部省訓令第3号をもって, 北海道庁, 府県, 直轄学校に対して公布したものである。その内容は「前文」, 「体育運動ノ指導ニ関スル事項」, 「運動選手及運動競技会ニ関スル事項」, 「体育運動団体ニ関スル事項」で構成されていた。
- 36) 文部大臣官房体育課文書。
1931年6月6日付諮問事項「体育運動ノ健全ナル施行方法ニ関スル件」に対する体育運動審議の答申。
- 37) 『官報』(1932年3月28日, 月曜日, 第1570号)
- 38) 同上『官報』。
- 39) 同上『官報』。
- 40) 同上『官報』。
- 41) 同上『官報』。
- 42) 同上『官報』。
- 43) 同上『官報』。
- 44) 「野球ノ統制並施行ニ関スル件」, いわゆる「野球統制令」は, 1947年5月21日, 文部省訓令第4号によって廃止された。
- 45) 前掲『スポーツ八十年史』, 506頁。
- 46) 『アサヒ・スポーツ』
1931年(2月15日号, 5月1日号, 10月15号)。1932年(3月15日号)。
『SPORTS』
1931年(7月号, 10月号)。
- 47) 鳩山一郎『スポーツを語る』, 三省堂, 1932年, 55頁。
- 48) 文部省編『昭和三年度体育運動主事会議要録』。
- 49) 『東京朝日新聞』(1930年1月14日付)。
貴族院公正会の政務調査文部部会における発言。
- 50) 『東京朝日新聞』(1930年8月22日付)。
- 51) 文部省編『昭和六年度体育運動主事会議要録』。
- 52) 前掲『スポーツを語る』, 30頁。

- 53) 同上『スポーツを語る』, 61頁。
- 54) 前掲『昭和六年度体育運動主事会議要録』。
- 55) 岸野雄三『近代日本学校体育史』, 東洋館出版, 1959, 172頁。
- 56) 1932年9月8日~10日にいたる3日間, 文部省において全国学務部長会議が開催された際, 文部大臣鳩山一郎は, 国民の思想問題に関する文部当局の基本的見解について訓示を行った。
- 57) 文部省体育課長山川健『野球統制の話』, 1932年, 16頁。
- 58) 学生野球界の自主的革改の動向として, 例えば東京帝国大学運動会は, この時期に『帝国大学新聞』を通じて, 10回に及ぶ学生野球の浄化問題の特集したり, 同会主催の「スポーツ浄化座談会」を開催するなど, 改革に向けての努力がうかがわれた。
- 59) 文部当局によって, 学生野球の統制に関する「不可避論」が積極的に展開された。前掲の『官報』, 同『体育運動主事会議要録』, 同『野球統制の話』, 同『スポーツを語る』など参照。
- 60) 学生野球の統制に関する「愛の鞭論」は, 統制の実務に直接にかかわった加藤橘夫氏に代表される前掲の『体育の科学』参照。
- 61) 前掲『スポーツ八十年史』, 56頁。
- 62) 1941年8月8日, 文部省訓令第27号をもって, 「学校報国団体制確立方」が公布され, 学校校友会は文部省の統制下に全面的に組み入れられていくことになった。
- 63) 前掲『スポーツ八十年史』, 109-110頁。